

商業都市 松山のおこいと発展

19 期 くらしと健康学部 A



リーダー	田宮 弘幸	サブリーダー	大澤 繁男
会計	水島 道子	会計	目黒 美津子
幹事	河野 一成	幹事	櫻井 栄治
書記	石川 正美	編集・校正	萩原 てつよ
編集・校正	根津 貞雄	編集・校正	釜田 典男
編集・校正	八木 好子		

目次

1. テーマ選定にあたって
2. 活動計画と活動経過
3. 商業都市 松山年表
4. 商業都市 松山のあゆみ
 - (1) 永禄 2 年～元亀 2 年
 - (2) 天正 4 年～9 年
 - (3) 天正 10 年～12 年
 - (4) 天正 13 年～14 年
 - (5) 天正 18 年
 - (6) 文化 10 年～13 年
 - (7) 天保 7 年～弘化 4 年
 - (8) 弘化 4 年～4 年
 - (9) 慶応 2 年
5. 商業都市 松山の栄枯盛衰
 - (1) 本町上沼～下沼間、昭和 15 年と令和 4 年の商店街の職種比較
 - (2) 商業都市 松山の産業
6. まとめ

1. テーマ選定にあたって

2022年の比企地方はNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で幕は明けた、と言っても過言ではない。行政機関、郷土歴史家、歴史愛好家など多くの人々が大河ドラマの招致に関わり、運動を行ってきた。今年はその成果が報われた年である。

改めて松山に関心を寄せる年になった。松山はいつ頃、起き、どういう経緯を経て発展して来たのか、よくわからない。

きらめき市民大学の目標である「まちづくり」「地域社会」「生涯学習」をキーワードに東松山市の暮らし、伝統、文化等のテーマから話し合った。暮らしと健康学部A班11人の半分はこの地、東松山市の出身ではない。出身者も出身でない者も松山の歴史をよく知らない、という現実がある。

インターネットで調べると「商業都市 松山」と出て来る。本町を歩いてみると商業都市松山の面影はまだ随所に見ることが出来る。残念なことに年々その面影は、減少している。古い蔵造りの商家は壊され、駐車場、公園に変貌している。

「商業都市松山」はどのように起きて、どのように発展してきたのかを、更に詳しく知り、そこで得たことを、東松山市の活性化に活かしたい、という思いでスタートした。

2. 活動計画と活動経過

商業都市 松山のおこりと発展 実施計画

No.	実行施策	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1	基本計画	▽▽ ▼▼		▽ ▼	▽ ▼		▽ ▼	▽ ▼	▽ ▼	▽ ▼	▽ ▼
2	活動経過 報告作成	▽ ▼									▽ ▼
3	テーマ 選 定	▽ ▼			▽ ▼	何故、このテーマを選定したか					
4	商業都市 松山年表		▽ ▼	▽ ▼	▽ ▼	▽ ▼	東松山市史第2巻からまとめる				
5	松山の あゆみ		▽ ▼	▽ ▼	▽ ▼	▽ ▼	北条氏の城下町として繁栄				
6	交通要衝 の地		▽ ▼			▽ ▼	八王子街道・鴻巣街道が交差				
7	松山城 攻め		▽ ▼			▽ ▼	大谷吉継、家系調査				
8	前橋藩陣 屋の歴史		▽ ▼		▽ ▼						
9	商業都市 松山の栄 枯盛衰		▽ ▼			▽ ▼	本町、上沼～下沼間を調査				

3. 商業都市 松山 年表

松山の地名が初めて表記されたのは、西暦 845 年である。以後松山城を中心とした商業都市松山に関する出来事を、松山市史 (2 巻) より抜粋して年表に表記した。

年号	商業都市松山に関する出来事	歴史年表
承和 12 年 845	武蔵押領使、淳和天皇第二皇子、平信清、横見郡御坂郷松山に館を築く。松山の地名の起源。	
応永 6 年 1399	上田左衛門太夫友直、秩父郡御堂より移りて松山城を築く。	【1397 年】 足利義満：北山に金閣寺建てる
応永 16 年 1409	太夫公及び重増、比企郡松山本郷、羽柴苗字一円の旦食を熊野那智山実報院に永代沽却する。	【1467～1477 年】 応仁の乱
応永 23 年 1416	松山城主、上田上野介討死 (鎌倉大草紙)。	【1495 年】 北条早雲、小田原城奪取
永正 7 年 1510	松山の儀につき將軍足利義植より御内書が下る。	【1554 年】 北条氏康、古河城を落とす。古河公方事実上滅亡
永禄 2 年 1559	北条氏家臣の知行 吉田勘解由五貫文 松山本郷内	【1560 年】 桶狭間の戦い
永禄 5 年 1562	北条氏松山本郷の町人衆のために、掟を定めて松山本郷に北条軍の陣衆の出入り禁ずる。	【1561 年】 川中島の戦い 4 度目
元龜 2 年 1571	北条氏松山本郷町人に市、宿の掟、六ヶ条を下付する。	【1571 年】 信長延暦寺を焼打ち
天正 4 年 1576	松山本宿から本町通りへ宿の移転。	【1573 年】 室町幕府滅亡
天正 6 年 1578	上田長則、松山本郷宿中に茂呂在陣衆に対して、兵糧、馬飼料等を売渡すことを禁止する。	
天正 9 年 1581	上田長則、松山本郷の代官と町人衆に三ヶ条の法度を定め、松山領外の商人と領内の郷村民が本郷の市以外に於いて売買を行うことを禁止し、売手の取締りを命令する。	
天正 10 年 1582	上田長則、松山本郷の代官岡部越中に命じて本郷宿町人衆に松山領から、他郷の市への商品の荷留めの取締りを強化させる。	【1582 年】 本能寺の変
天正 12 年 1584	上田憲定、松山本郷町人の岩崎対馬守、池谷肥前守に、連雀商人衆の棟別銭を永く免除することを証する。	【1583 年】 秀吉大阪城築城
天正 13 年 1585	松山本郷町人の岩崎対馬守、池谷肥前守、大島備後守に新市場創設の功を賞して宿々の問屋を抱える権利を保障し、合わせて本宿、新宿ともに町人衆に任せることを認める。	
天正 14 年 1586	松山城主上田憲定、松山本郷新市場に市日の制礼五ヶ条を定め、町人さばきとする。	
天正 18 年 1590	松山城主上田憲定、小田原陣中から松山本宿、新宿町人衆に、宿中の者すべてに籠城をよびかけ、戦後の引きたてを約す。	【1590 年】 秀吉小田原城攻め

天正 18 年 1590	松山城開城 松山城主、松平家広。	【1598 年】 秀吉死去
慶長 6 年 1601	松山城廢城松山宿は天領となる。	【1600 年】 関ヶ原の戦い
寛永 18 年 1641	松山宿は嶋田弾正利政の知行となる。	【1603 年】 徳川家康征夷大 將軍、江戸幕府 を開く
天文元年 1736	武州比企郡本郷松山絵図が残っている。	【1615 年】 大阪夏の陣、豊 臣氏滅亡
文化 8 年 1811	川越松平大和守の知行となる。	【1809 年】 間宮林蔵、樺太 を探検し、島と 確定
文化 10 年 文化 13 年 1813～1816	箭弓神社前の旅館・茶屋と松山町との間で紛争、原因は客の奪い合い。	
天保 7 年 1836	米の安売りを要求して「町人 200 人」が下沼堤に集まる。主謀者は逮捕される。	【1837 年】 大塩平八郎の乱
弘化 4 年 1847	糶屋喜兵衛が髪結床の株を買う。	【1853 年】 ペリー来航
慶応 2 年 1866	6 月 15 日～6 月 16 日…武州一揆。第二次長州征伐の為、米の高騰により 18 軒の商店打ち壊し。	【1867 年】 大政奉還を奉上
慶応 3 年 1867	松山陣屋発足。川越藩より 258 戸の藩士が移住。	【1867 年】 坂本竜馬・中岡 慎太郎暗殺
明治 4 年 1871	松山陣屋廢止。松山人口＝2600 余人	1868 年】 江戸城無血開城
明治 4 年～ 9 年 1871～1876	前橋藩 ⇒ 前橋県（明治 4 年 7 月） ⇒ 群馬県（明治 4 年 10 月） 入間県（明治 4 年 11 月） ⇒ 熊谷県（明治 6 年 6 月） ⇒ 埼玉県 （明治 9 年 8 月） 松山の戸数＝817 戸、松山の人口＝3514 人	
昭和 29 年 1954	町村合併にて東松山市へ（松山町・大岡村・唐子村・高坂村・野本村）。	

4. 商業都市 松山のあゆみ

(1) 永禄 2 年～元龜 2 年

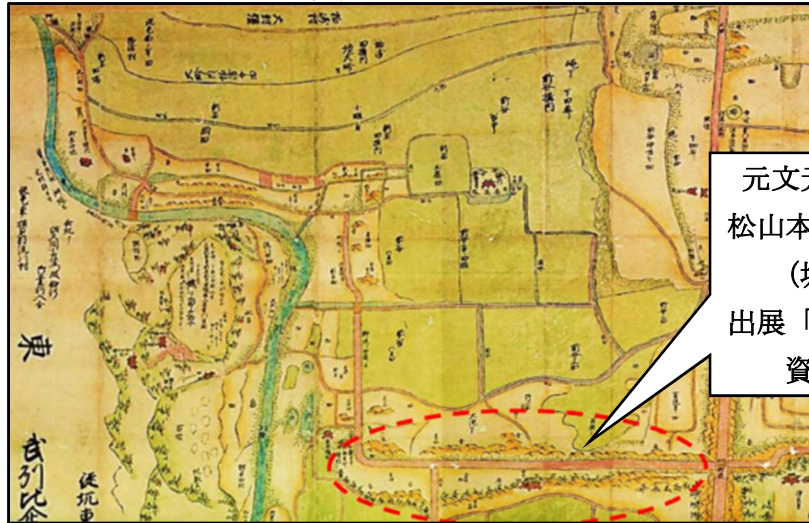
- ・永禄 2 年（1559）

北条氏康が小田原衆所領役帳を発行する。その中で松山衆の知行役高を定めている。ここで初めて、「松山本郷」の地名がみられる。

- ・永禄 2 年（1559）頃

松山を支配した、北条氏康の松山城中心地域は、城下東の根古屋・村中・山の根・羽黒・村上であった。松山宿の本郷は「町人さばき」を与えられた町人地域であった。

松山城領域支配図松山側



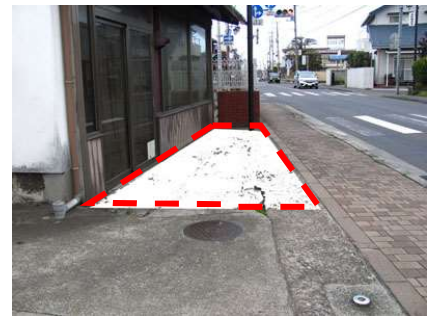
元文元年（1736）
松山本郷町人さばき
（城下西側）
出展「東松山市史」
資料編 2 巻

- ・永禄 5 年（1562）北条氏が松山本郷の町人衆のために掟を定めて、松山本郷に北条軍の陣衆の出入りを禁じた。
- ・元亀 2 年（1571）北条氏が松山本郷町人に、市、宿の掟、6 カ条を下付する。6 カ条の掟の骨子、市の日にやってくる商人の保護。
- ・濁酒屋で乱暴するものの取り締まり。
- ・松山宿への陣夫以外の課役免除。

<町人さばきの商業の町 東の松山 西の堺であった>

松山本郷は平和領域として、町の警察権は町人衆に委ねられた。これを「町人さばき」と言い、町人の自治区として認められた地域である。町人さばきでは、楽市楽座の堺が有名であるが、松山宿も堺と同時代に町人さばきであった。

また堺の楽市楽座と同じように、五・十市が開かれていた商業の町である。松山宿の特徴は、この「町人さばき」と「五・十市」にあり、この時代では非常にまれな町の形態であり、関西の堺とならんで、関東の松山宿であった。この松山宿で町人衆の代表として町をまとめていたのが、松山宿 3 人衆の岩崎、池ノ谷、大畠の 3 家であった。



今も残る五・十市の跡

(2)天正 4 年～9 年

- ・天正 4 年（1576）

松山城主の上田長則が松山本郷町人に「定」、「掟」を与える。竹木を軍需物資として村外への持ち出しを禁じながら、松山本郷の町に商品として出荷し、万民の所用に立てることは認めた。宿の町人は非課税の特権を与えられた。

- ・天正 6 年（1578）8 月 16 日

松山城主の上田長則は、松山本郷宿中に茂呂在陣衆に対して、兵糧馬飼料等を売り渡すことを禁じた。茂呂在陣衆とは未詳だが、北条氏の軍陣と推測される。

<交通の要衝の地 松山>

東松山市は多くの街道が集まる交通の要衝として、古くは鎌倉時代から松山城の城下町、その後は松山陣屋の陣屋町として発展した比企地域の中心都市である。

江戸時代には、江戸幕府によって五街道と脇往還といった主要道路の整備が進められ、当市域でも、八王子から日光に至る日光脇往還道の宿場として松山宿と高坂宿が八王子千人同心によって整備された（八王子千人同心街道）。

*八王子千人同心が日光東照宮火番勤務のために往来した街道で、八王子市の千人町から日光東照宮までの街道であり東松山を通過している。

また、江戸から上州に至る川越児玉往還（川越道）の宿場として、高坂宿が江戸幕府・川越藩合同によって整備された。

東松山街道図（くらしと健康学部 A 班作成）



- ・天正9年(1581)

松山城主の上田長則は、松山本郷の代官、岡部越中守と本郷町人衆に3カ条の法度を定めた。3カ条の法度は松山領内の郷村の者と他所の商人が、松山本郷の市を経由せずに売買することを禁じた。この目的は、松山領内の商取引を松山本郷の市に集中することによって、町の繁栄をはかり、商業流通の統制を行おう、というのが上田氏の法度の目的である。松山領ということばの所見である。

(3)天正10年～12年

- ・天正10年(1582)8月16日

前年(天正9年)の法度で、松山領の者が松山本郷の市を経由しないで、他郷の市へ商品を出荷することを禁止したが、違法行為はやまない。そこで、松山城主上田長則は、松山本郷の代官岡部越中守に命じて本郷宿町人衆に今後は商品と馬を差し押さえるだけでなく、制止をきかない者は打ち殺してもかまわないと再令し、商品荷留めの取締りを強化させた。

- ・天正12年(1584)12月13日

松山城主上田憲定は、松山本郷町人衆の代表岩崎対馬守・池ノ谷肥前守の2人に、知行分に住む連雀商人(行商人)の棟別銭を長く免除する、と保証した。このことから、岩崎・池ノ谷の二人は、城主上田憲定から松山町に知行地を与えられたことになる。そこに住んでいた多くの連雀商人(行商人)を支配するのが「知行」の内容のひとつであったと思われる。

(4)天正13年～14年

- ・天正13年(1585)

松山城主の上田氏は松山本郷の本宿が手狭になったために新市場をおこし、その働きのあった松山本郷町人の岩崎対馬守・池ノ谷肥前守・大畠備後守に新市場創設の功を賞して宿々の問屋を抱える権利を保障、併せて本宿・新宿ともに町民衆に任せることを認める。以前から宿々問題及び本宿の支配を補償し、年貢五百疋の上納を認めた。本宿は元宿(今の東松山市松本町の一帯)を指す。

- ・天正14年(1586)

松山城主上田憲定は松山本郷の新市場のために、市日の制令五ヶ条を定めて交付した。

一. 市の平和と秩序を守ること。

二. 市の日には荷留めを解除し、商品の流通を認める。ただし兵糧・竹木(軍事物資)は別。

三. 市で扱われる商品は非課税とする。

四. 市にやってくる者については債務のあるものやその関係者に対し、債権取立ての行為をしてはならない

五. 市の日の商人たちのもめごとに武士の介入を禁止し、「町人さばき」「町人自治」とする。もし、この市場法に違反するものがあつたら、代官（岡部越中守）か町人衆の責任で松山城に届け出よ。

町民の自治を明示した市場法とした、よく知られた制令である。なお、制令の日からみて新市場の市の日も五・十の六斎市であつたと推定される。

(5)天正 18 年

- ・天正 18 年 (1590 年) 3 月 11 日

松山宿の住民は代官を通じて、その頃小田原陣中にあつた上田憲定に、松山城の危急の際は籠城して防衛に尽くそうとそろって決意し、申し出た。憲定は印判状を發し、長年この松山宿で生計を立てているからには、この非常時に松山のために奔走するのは当然の務めであり、籠城して戦う者はたとえ小身の者でもきつと望み通りに引き立てると伝え、恩賞・取り立てを条件に参陣を求めるだけでなく、松山城と松山宿の一体性を強調している。



上田憲定印判状

- ・天正 18 年 (1590) 4 月 16 日

この期、北条方支城である岩附・鉢形・八王子・忍・津久井の五城は豊臣軍の猛攻にさらされ落城している。豊臣方北方軍団の前田利家、上杉景勝、真田昌幸らが松山城を落とさんと包圍した。寄手総勢 70,000 騎、松山城方おおよそ 5,000 騎であり、圧倒的に寄手が優位であつた。寄手の総大将、前田利家は太谷の雷電山に、総軍師の真田昌幸は、松山本郷地内に、搦手口の



松山城本曲輪・本曲輪から見た東松山市

総大将の上杉景勝は、古凍のすわ山に、寄手総軍監の大谷吉継は、野本の八幡山にそれぞれ陣を構えた。松山城側は、城主の上田憲定をはじめ、主だった武将が小田原へ出張籠城していたため、武将、軽率、町人をあわせて 2,000 人が城に籠った。しかし、戦った記録はなく、豊臣方主力軍が北条方の重要拠点に次々と落とし、いきおいに乗った豊臣方によって松山城は、無血開城となつた。それゆえ松山宿は、戦火に遭わずにすんだ。

(6)文化 10年～13年

- ・文化 10年 (1813)

【箭弓神社前の旅館・茶屋と松山町との間で紛争 原因は客の奪い合い】

松山町では江戸時代後期に、箭弓稲荷が信仰を集め参詣人が増したことから、その境内、門前に町屋ができ、新たな繁栄となったが、箭弓茶屋の増加は町の旅籠屋にとっては死活問題になりかねず、客足を巡って凌ぎを削る事になった。文化年間両者は紛争を起し、文化 10年 (1813) にまずは和解して議定が結ばれたが、守られず再々の出入りとなった。その後、松山の商人 3 名が仲介に立ち、文化 10年の議定を守る事、藩の意向を確かめて掛札をすること等の決まりを定め、済口証文として文化 13年 3月 2日に提出した。この時に連印したものは箭弓茶屋 21名、町方旅籠屋 11名にも及んでいる。

- ・文化 13年 (1816)

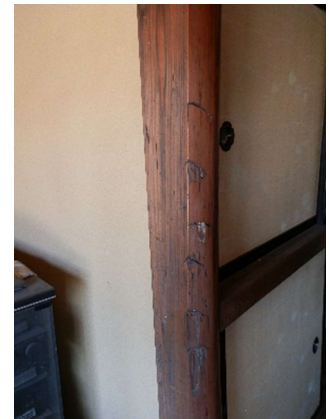
【町の繁盛を垣間見る】

市店(庭見世)賃銭(出店料)を巡る出入り、上町下町交互市立の出入りにせよ、近隣久保田村新市との争い、白座と松山商人の長期にわたる紛争にせよ、松山町は地域発展を踏まえて戦国以来の宿と市との両面から、上町山王・下町・横町・本宿・箭弓・とい町組から構成される町へと、大きく発展する動向に根ざしていた。

(7)天保 7年～弘化 4年

- ・天保 7年 (1836)

米の安売りを要求して「町人 200 人」が下沼堤に集まる。首謀者は逮捕される。松山町では米や雑穀を買って生活する人々が多く、飢餓の影響は米価の高騰としてあらわれた。天保 7年 8月 5日の夜、200 人ほどの町人(農民)が米の安売りなどを要求して、下沼の堤に集まるという事件が起きた。しかし、町民たちの要求した米の安売りは行われなかったが、町民が自らの要求の実現の為に行動を起こしたという意味で、これは重要な事件であった。



一揆勢による刀傷

- ・弘化 4年 (1847)

徳川家綱(4代将軍)は酒株を設け免許制を導入し製造を制限した。松山町の顔役である白座(反物)松屋平兵衛は上町の七兵衛から酒造株・酒造家・酒造道具を借りて、酒造渡世を始めるに当たって、下町の伝兵衛・清右衛門を請け入れとして、七兵衛と「借家並びに、酒造株、諸道具借用証文」を交わした。

(8)弘化4年

- ・弘化4年(1847)

【松山町民の役負担】

松山町民は、百姓にかかる村役（道・橋・用水・堤等の普請）を負担しないで、すむ代わりに、伝馬役を担った。松山町と同様に馬継の高坂宿の場合も住民は百姓身分でありながら、伝馬役を担うことで町人身分に近かった。

- ・弘化4年（1847）

髪結床譲渡証文に髪結床となると「先例に任せて町伝場・軒別・右両役相除け遣し候」とあることから伝馬役が松山町民の身分と関わるのが伺えるのみである。髪結職は、人口の集中する町で成り立つ職人稼業であった。前掲髪結床譲渡証文によれば、松山町では五軒の髪結床が、高札番・出役（でやく）等の役人の髪結役を条件に町から営業を許されていた。

(9)慶応2年

- ・慶応2年（1866）「東松山市宗門人別書上帳」



宗門人別書上帳

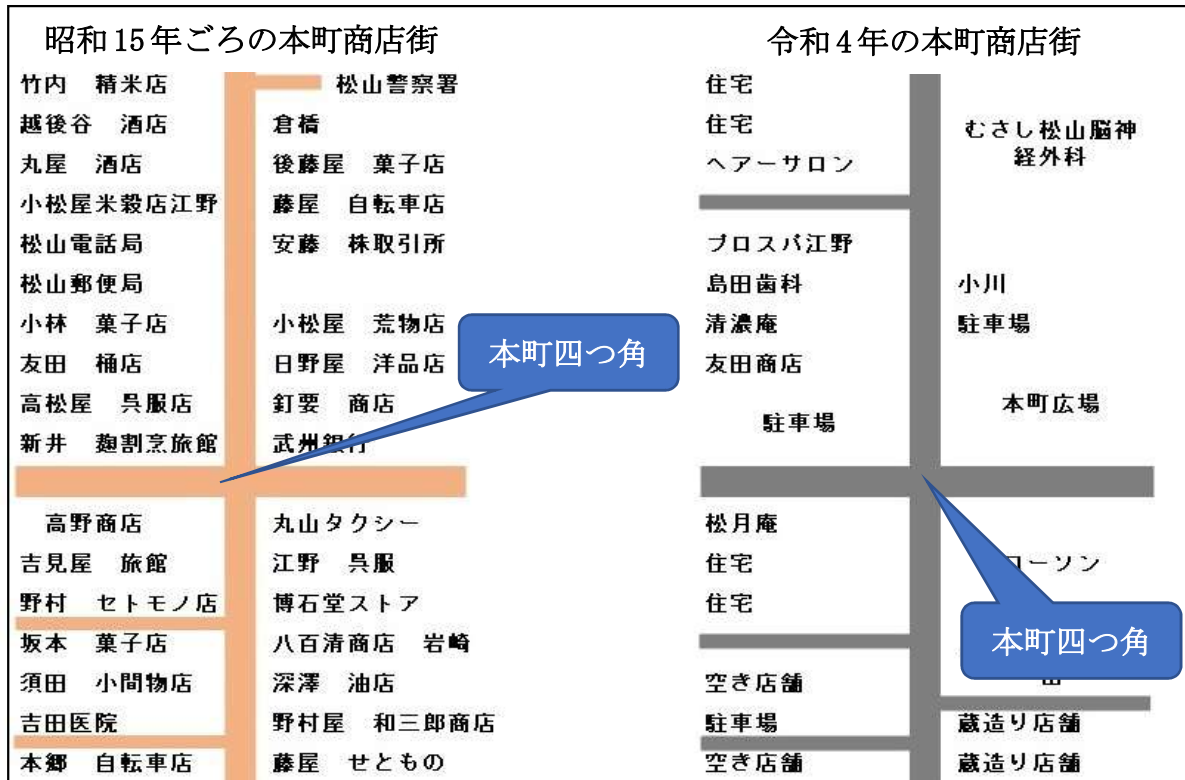
これは江戸時代後期の人々の動きを表す「宗門人別書上帳」である。我々が他市町村への移動、或いは他市町村から移動の場合には該当する、役所に「転出・転入」届を行ったが、それに相当するものとして「送り一礼の事」「落着き一礼の事」を転出する側の名主へ、その逆に、名主から名主へと宛てられる文章で、これらによって「名主は村内の人別を把握して、毎年宗門人別書上帳を作成」して領主に提出していた。内容的に大別すると、嫁入、婿入り、養子、養女、離縁、店借りなどであった。嫁入の平均婚姻年齢は22.01歳で、婿入りの平均婚姻年齢は26.01歳であった。通婚圏は比企郡内及び埼玉、秩父、那智、賀美、高麗、上州といった広い範囲におよんだ。

この時代「その日暮らし」の市民が溢れていた、口減らしに子供を年季奉公に出し、娘を身売りさせるのは農村ばかりではなかった。

糶屋喜兵衛店の奉公人の親元の5人は江戸市民であったように、江戸は本郷の大家さんも例外ではなかった。5人の子供を養いかねた喜三郎は、娘の「もと」を松山町の糶屋に売ったのであった。「往々は何方へなりとも御片付け下さるべく候、尤も見苦敷奉公には決して御出し下さる間敷候」と言葉が添えられている。「養女」であれ年季奉公であれ、主家が親代わりとなって嫁にやるのは、主人の心がけであった。

5. 商業都市 松山の栄枯盛衰

昭和 15 年当時、本町の商店街は多種多様な商店が軒を連ね、今で言う巨大なショッピングモールであった。近在は言うが如し熊谷からも買い物に訪れた巨大な商店街である。本町上沼～下沼間を踏査してみた。



左側が歯科島田医院 右側が江野邸



左 小川家瀬戸物商 右 小高家呉服商

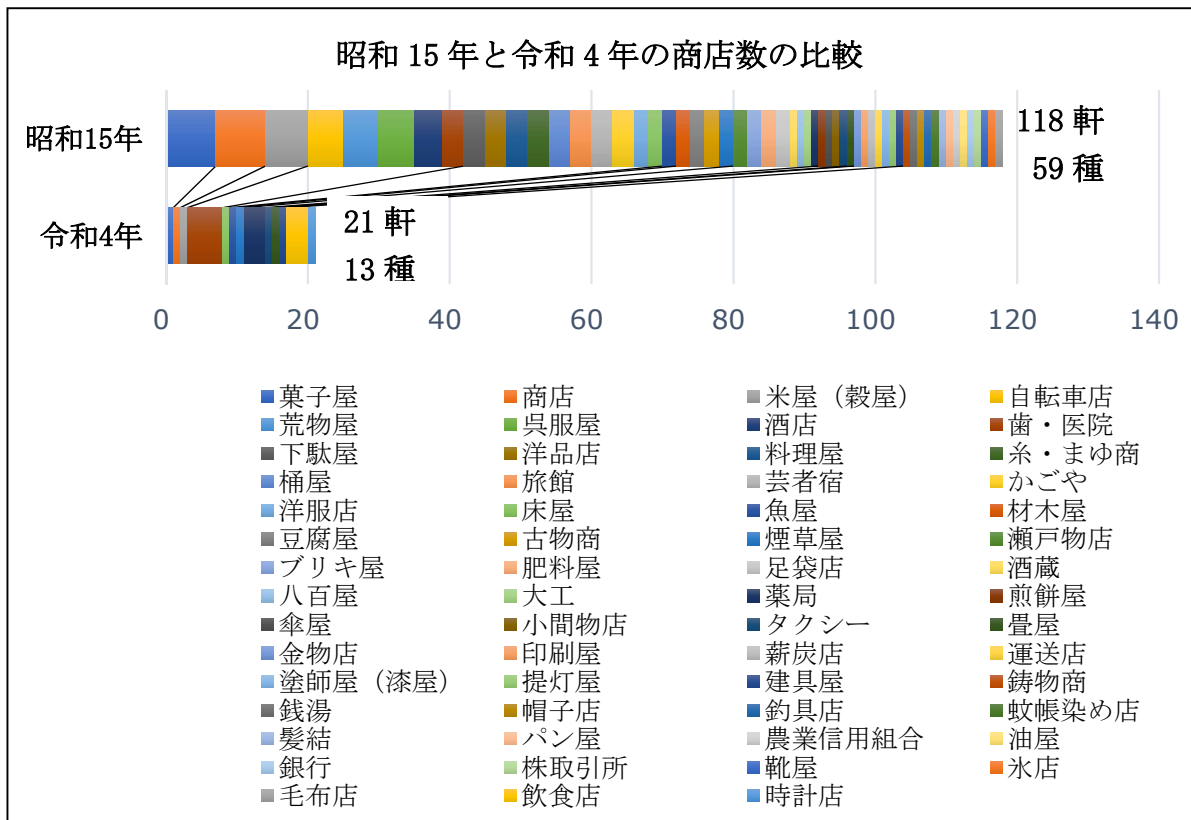
東松山市本町 1～2 丁目は明治、大正、昭和 30 年頃まで商業の中心として栄えて来た。戦後の不景気や交通事情悪化から商業の中心は次第に材木町や駅前通りに移った。本町街道交差点「四つ角」付近には、まだ当時を思わせる様な蔵造りや木造建築物が数多く残っている。

- ・ 歯科島田医院は大正期の木造建築物で、郵便局であった。レトロな雰囲気持ち、戦前は 1 階が松山郵便局で 2 階が電話局として利用されていた。昭和 30 年から現在の歯科島田医院が開業し、今も継続している。
- ・ 江野家は町の中心的存在であり、築 120 年と言われている。江戸末期には絵師江野樺雪（えの ばいせつ）、梅青を輩出した名家でもある。江野邸は明治 44 年から 3 年かけて建築した木造二階建てである。松の梁、檜の大黒柱。戸板は玉杓、帳場の格子等名家特有の造りである。現在は十四代目で、昭和に建て替

えられた主屋、と文庫蔵、間蔵、穀蔵が続き、裕福な町屋の典型である。

(1) 本町上沼～下沼間、昭和 15 年と令和 4 年の商店街の軒数と職種比較

昭和 15 年の本町通りは、菓子や日用品を中心に材木商・米屋・洋服・染物・自転車屋等で約 64%を占めていた。他に、武州銀行や株取引所、関東配電、農業信用組合、釘要商店、八百清商店、自動車運送業もあり、街の中心地であった。特に栄えていたのは「本町四つ角」周辺であり、銀行、酒店、金物商店、呉服屋・旅館が四つ角に集中していた。昭和 25 年頃には、寺院も含め昭和 15 年当時の建物が 20 軒位残っていた。



本町四つ角、なべ屋旅館前（明治 30 年）



本町四つ角、糍屋旅館の跡には駐車場



蔵造りの事務所、表札には埼玉新聞

令和4年には駐車場55カ所・空地25カ所で約60%を占めている。82年の歴史の中で、本町は、間口が狭く、奥行きのある形で当時をしのばせる家屋が多く残っている。住居なのか廃屋かもわからない。一部の土蔵は取り壊し中であった。終戦を経験し、高度成長期を経て現存しているのは、中島たばこ店・魚辰・木村屋酒店・歯科島田医院・友田商店・須田医院・博石堂ストアの7軒である。表札は残っているが現在の生業が不明4軒。生活の多様化に

伴い本町の旧建造物は姿を変え、医院、学習塾・トランクルーム・保育園・携帯ショップ・訪問介護所等々、時代のニーズに沿って商店から変化している。

(2) 商業都市 松山の産業

上沼の西からきれいな湧水が流れ出ていた。その水を利用して「染物屋」が盛んになった。「紺屋」である。やきとり「こうやんち」は先祖が紺屋であった。この染物産業は現代まで続いている。

また、湧水をつかった「造り酒屋」の「日野屋酒造」「丸屋酒蔵」があった。日野屋三代目小林太一郎氏は、大正十二年の東上線武州松山駅(現東松山駅)の招致のために、自らの土地を提供し、貢献したことは、深く人々の心に刻まれている。

また、上沼近辺では、よい粘土が産出されたので、陶芸が盛んになった。

「山王焼き」と呼ばれ人気を博した。現在「山王焼き」は市内、日吉町に住む横田隆史氏が継承されている。他に松山の当時の商売というと、「鍛冶屋」があった。これは松山が伝馬の宿なので、馬のひづめの蹄鉄が大量に必要なためであった。

それから「棒屋」である。大八車に使う横棒などの棒を売る商売である。最後に、商業都市なので「割烹旅館」や「旅籠」が沢山あった。



日野屋酒造場の上棟式(大正4年)



丸屋酒造の細長い跡地は道路になった

6. まとめ

商業都市松山の始まりは、元亀 2 年（1571）年頃に宿が出来てからと推測できる。時の支配者北条氏に対し、町の平和領域を守るため町人の訴えで「町民さばき」「五・十の市」が認められた。市は、五・十の日に開かれ、近在近郷の商人や農民が集まって食品、農具、雑貨等の生活と生産の必需品が売買され市として賑わった。

戦国期から続いた五・十の市（ご・とう）を中心とした「宿」と「市」の町から、上町、山王、下町、横町、箭弓などという町組によって構成される町へと発展していった。当時活躍した松山商人の主だったところとして、以下の店をあげている。穀屋の谷屋・小橋屋、塩商の永楽屋、油屋嘉兵衛、糍屋留五郎、提灯張りの松坂屋善右衛門、宿・料理の糍屋・吉見屋などである。ここに揚げられている屋号を持つ商人が、旧本町一丁目から四丁目のいわゆる本町通りに集中しているところを見ると、江戸期のかなり早い時期に戦国松山城下に在った宿屋・市の中心がこの本町通りに移ったのが歴史の流れであった。

本町を歩くと商業都市松山の面影はまだ随所に見ることが出来るが、年々その面影は減少している。かつての商業都市松山の中心部は高齢化率が高く、人口減少率も高く、後継者不足と聞いた。町並みの維持は並大抵ではないと、強く感じた。

課題研究の成果は「商業都市松山は既に堺と同じ戦国期に『町民さばき』の町であった」を発見したことである。

この松山宿で町人衆の代表として町をまとめていたのが、松山宿 3 人衆、岩崎、池ノ谷、大島の 3 家、堺であった町の自治「会合衆」と呼ばれた有力商人に当たる。

『町民さばきの商業都市 東の松山 西の堺』をキャッチフレーズに観光資源として大いに活用することを考えてもらいたい。

参考文献

- ・東松山市教育委員会事務局市史編さん課編（1982）『東松山市史 資料編 2 巻』東松山市
- ・横田隆史（2019）『東松山の今昔あれこれ 郷土の歴史を考える物語 第 2 号』
- ・上田憲定印判状・宗門人別書上帳の写真は Google 画像、著作権の保護なし
- ・東松山図書館ホームページ「フォト歴東松山」を使用、「フォト歴東松山」を表示
- ・その他写真：きらめき市民大学 19 期くらしと健康学部 A 班撮影